

登場
ページ

今週の専門用語



区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応した請求書のこと。平成29年4月から適格請求書等保存方式導入前の平成33年3月末まで認められる。記載事項には、請求書等保存方式の記載事項に「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額（税込）」が追加される。売り手には区分記載請求書の交付義務及び保存義務は課さない一方、買い手は区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする。免税事業者からの仕入も仕入税額控除が可能。不正発行に対する罰則もない。

適格当局間合意

国別報告事項（CbCR）等を相互に提供することを目的とした、日本の財務大臣と海外の国・地域の権限ある当局との間での国別報告事項等の提供方法等に関する合意のこと。租税特別措置法施行令39条の12の4第1項二号では、“子会社方式”を発動するケースとして、「適格当局間合意がない場合」を規定している。具体的には、相手国が機密情報の守秘を遵守できない等、当局間に信頼関係が構築できていないケースが想定される。

過怠税

印紙税の課税文書作成時までに印紙を貼付・消印の方法により納付しなかった場合に賦課される税である（印紙税法20条）。過怠税は、原則として当初納付すべき税額の3倍に相当する額が賦課されるが、税務調査を受ける前に自主的に不納付を申し出たときは1.1倍に軽減される（印紙の貼付があるも消印がない場合は1.0倍）。なお、印紙税の税務調査は法人税などの調査と同時に実施されるが、不納付となっている課税文書が大量に存在するような場合は印紙税の単独調査に移行することがある。

09

ページ

14

ページ

40

ページ

From
編集室

◆租税回避地に関する情報を含んだ「パナマ文書」が世界各国を揺るがせている。HP上で公開されている同文書のデータベースには国内企業や日本人とみられる名前が少なからず含まれるなど、同文書のインパクトは日本国内にも及んでいる。◆このパナマ文書に関し政府は、一般論と前置きしたうえで、国際的な租税回避について課税上の問題があると認められる場合には税務調査を行うなど適切な対応を図る姿勢だ。◆租税回避地を利用することが直ちに違法行為につながるものではないものの、近年、国際的な租税回避への対処を重要課題の1つと位置付けている国税当局の対応が注目される。（SAK）

週刊T&Amaster 第642号

2016年5月16日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい